

税務証明等の取扱いの変更について

財 政 部
市 民 生 活 部

1 趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行等による地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市では、令和8年1月から標準仕様に準拠した基幹業務システムの稼働を目指している。これに伴い、発行する税務証明書の帳票レイアウトも全国統一的な仕様に変更されることから、次のとおり取扱いを変更する。

2 変更内容

(1) 住所証明書（軽自動車取得用）・法人所在証明書（軽自動車登録用）

軽自動車の登録に係る手続き等で使用されている住所証明書（軽自動車取得用）及び法人所在証明書（軽自動車登録用）については、標準化に伴い廃止する。

また、これらの証明書は、昭和48年の千葉県の通知に基づき無償で交付しているが、同通知が廃止された。

これらのことから、市で交付できる軽自動車の登録に必要となる「使用者の住所を証する書面」としては、住民票の写しや印鑑登録証明書等の有償での証明書となる。

(2) 所得証明書・課税非課税証明書

所得証明書・課税非課税証明書については、現行の基幹業務システムにおいて、用途に応じ証明内容を変えるなど複数の独自様式を用いて交付しているが、これらを廃止し、標準化後の統一様式により交付する。

なお、独自様式による証明書は、一部無償で交付しているものもあるが、この取扱いも廃止とする。

3 変更日

令和8年1月13日